文書分類記号 H 1 2 1 6

保存年限

平成 2 1 年 3 月 4 日

各県立学校長様

指導第三課長

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(通知)

児童生徒の携帯電話の取扱い等については、「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(平成21年2月9日付)により、指導方針の検証・見直しを行うとともに、情報モラル教育を徹底するなど、更なる取組みの充実を図るようお願いしてきたところです。

この度,「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において,携帯電話に係る様々なトラブルから児童生徒を守るため,各教育委員会,各学校及び各PTA団体が,児童生徒が携帯電話を学校に持ち込まないこと等について4つの提案を行い,「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を展開することとしました。

ついては,各学校において実効性のある取組みができるよう,別紙「携帯電話を学校に持ち込まないことへの指導に関するガイドライン」を参考に,校内における携帯電話の取扱いに係る指導方針を明確に定め,児童生徒に徹底し,携帯電話を校内に持ち込まないよう指導の充実を図ってください。

また,この提案が保護者代表を含む推進会議の提案であることを踏まえ,添付の啓発資料を活用し,携帯電話の取扱いに係る指導方針を繰り返し保護者に説明し,理解と協力を得るよう働きかけを行ってください。

なお, 啓発資料(配付用)は,後日,送付します。

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長 (指導第三課)

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(通知)

児童生徒の携帯電話の取扱い等については、「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(平成21年2月9日付)により、指導方針の検証・見直しを行うとともに、情報モラル教育を徹底するなど、更なる取組みの充実を図るようお願いしてきたところです。

この度,「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において,携帯電話に係る様々なトラブルから児童生徒を守るため,各教育委員会,各学校及び各PTA団体が,児童生徒が携帯電話を学校に持ち込まないこと等について4つの提案を行い,「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を展開することとしました。

ついては,各学校において実効性のある取組みができるよう,別紙「携帯電話を学校に持ち込まないことへの指導に関するガイドライン」を参考に,校内における携帯電話の取扱いに係る指導方針を明確に定め,児童生徒に徹底し,携帯電話を校内に持ち込まないよう指導の充実を図ってください。

また,この提案が保護者代表を含む推進会議の提案であることを踏まえ,添付の啓発資料を活用し,携帯電話の取扱いに係る指導方針を繰り返し保護者に説明し,理解と協力を得るよう働きかけを行ってください。

なお, 啓発資料(配付用)は,後日,送付します。

広島県PTA連合会会長様

広島県教育委員会教育長 (指導第三課)

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(依頼)

このことについて,別紙(写)のとおり各市町教育委員会へ通知しておりますので,御協力をお願いします。

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が保護者の理解と協力により実効性のあるものになりますよう,定例総会等で啓発資料を活用するなど,各小中学校 P T A へ周知していただきますよう,お願いします。

広島県高等学校PTA連合会会長様

広島県教育委員会教育長 (指導第三課)

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(依頼)

このことについて,別紙(写)のとおり各市町教育委員会へ通知しておりますので,御協力をお願いします。

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が保護者の理解と協力により実効性のあるものになりますよう、定例総会等で啓発資料を活用するなど、各高等学校(特別支援学校を含む) P T A へ周知していただきますよう、お願いします。

広島市PTA協議会会長様

広島県教育委員会教育長 (指導第三課)

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(依頼)

このことについて,別紙(写)のとおり各市町教育委員会へ通知しておりますので,御協力をお願いします。

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が保護者の理解と協力により実効性のあるものになりますよう,定例総会等で啓発資料を活用するなど,各小中高等学校(特別支援学校を含む) P T A へ周知していただきますよう,お願いします。